

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

当市は千葉県の北西部に位置し、人口 431,295 人 (R2 年 4 月)、面積 114.74 km²、松戸市、我孫子市、印西市、白井市、鎌ヶ谷市と隣接しており、首都圏へ通勤する人々の住宅地としてのベッドタウンとなっている。

当会の管轄する地域は、柏市のうちの旧沼南町であり、柏市南部に位置し、人口 52,700 人 (R2 年 4 月)、面積 41.99 km²、新興住宅地がある一方で農業地域も多く残っている。

本計画は、当会が管轄する地域の小規模事業者等が、災害時等において事業を継続することができるよう、当市及び当会が連携し支援を実施していくため作成するものである。

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 洪水

当市の洪水ハザードマップによると、当会の管轄地域は、手賀沼周辺、大津川及び手賀川沿いを中心に浸水深 5.0m～10.0m未満、3.0m以上～5.0m未満、0.5m～3.0m未満、0.0m～0.5m未満の区域があるものの、その区域はほとんどが農地であり、住宅地や商工業地区等の大規模な浸水の可能性は低い。

なお、当市の水害(浸水等)の履歴一覧によると、2006年～2020年までに当地域では台風、集中豪雨、大雨等により床上浸水が2件、床下浸水が29件、店舗浸水が5件となっている。

参考

- ・ 柏市web版防災・ハザードマップ(洪水)
https://www.city.kashiwa.lg.jp/staticcontents2/hazardMap/index.html?lay=souteisaidai_all

(2) 土砂災害

当市の土砂災害ハザードマップ及び柏土木事務所によると当市の土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に57か所指定されている。

しかしながら、上記危険個所の多くは住宅地や商工業地区からは外れ、人口もまばらな地域となっている。

参考

- ・ 柏市web版防災・ハザードマップ(土砂災害)
<https://www.city.kashiwa.lg.jp/staticcontents2/hazardMap/index.html?lay=dosya#>
- ・ 土砂災害警戒区域等の一覧(柏土木事務所)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/kashiwa.html>

(3) 地震

国の地震調査委員会（平成26年）によると、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、大規模な地震発生の可能性が高いと言われている。

当市では、「柏市直下地震（Mw7.3）」が発生した場合、最大震度6強、建物の全半壊率は約15%、手賀沼周辺の低地部で液状化が発生、死者は250人、負傷者は900人、重傷者は243人と想定している。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災では、当市で震度5強を記録し、以下の被害が発生した。

人的被害	死者1人、中等症6人、軽症16人
建物被害	全壊1棟、半壊17棟、一部破損4,803棟
道路損壊	143件
水道被害	28件

2 当会が管轄する地域の商工業者の状況（令和2年4月1日現在）

(1) 商工業者数 1,188人(商工会による独自調査)

(2) 小規模事業者数 1,070人(平成28年度経済センサス)

内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	298	268	管内に広く点在している
製造業	179	160	工業団地をはじめ管内に点在している
卸売業	47	42	点在している
小売業	144	129	商店会や国道等幹線道路沿いに集積している
飲食・宿泊業	137	125	幹線道路沿いに点在している
サービス業	362	328	点在している
その他	21	18	点在している
合計	1,188	1,070	

3 これまでの取り組み

(1) 当市の取り組み

- ① 柏市地域防災計画の策定
- ② 柏市業務継続計画の策定
- ③ 柏市総合防災訓練の実施
- ④ ハザードマップ・WEB版ハザードマップを活用した防災への啓発活動
- ⑤ 災害時の避難所の開設

⑥ 防災備蓄品（食糧・飲料水・電池・簡易トイレ・カセットコンロ・毛布等）の整備

⑦ SNSを活用した注意喚起

（2）当会の取り組み

① 事業継続計画に関する各種施策の周知

② 損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

③ 管内事業者の被災状況確認及び関係機関への報告

④ 被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援

⑤ 被災事業者への公的融資の斡旋

⑥ 当会危機管理マニュアルの作成

II 課題

- 1 当会では、事業継続計画の作成支援について具体的な支援計画を策定しておらず、周知活動に留まっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限に留めるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取り組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 事業継続計画を策定している事業者はごく一部に限られており、管内事業所の多数を占める小規模事業者の多くは、事業継続計画を有していない。
- 3 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険や事業継続計画の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 当会、当市のホームページや会報・広報等により、自然災害や感染症等のリスクや事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画の策定率を向上させる。
- 2 発災時に当会及び当市の役割分担を明確化し、被災状況等の確認、情報の共有等連絡体制を構築するとともに被災事業所への効率的な支援をすべく支援内容を明確化する。
- 3 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 管内事業者に対する災害リスクの周知及び継続力強化計画の策定支援

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や当会会報、当会ホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、事業継続計画を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ 事業継続計画策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象に事業継続計画策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを作成

(3) 関係団体との連携

損害保険会社等と連携し、管内事業者を対象に損害保険加入説明会やリスク診断、損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ② 事業継続計画策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を招へいし、事業継続計画策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 当会及び当市担当で状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と当市の連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を以下のとおり購入する。

主な防災備品購入一覧（計画期間内に順次購入）

備品名	数量	備品名	数量
パソコン	2台	マスク	1,000枚
WEB会議用機材 (カメラ・マイク等)	7台	飲料水2ℓ	500本
WEB会議用ソフト	1個	救急セット	5セット
発電機	1台	消毒液	3本
携帯電話充電器	5台	ブルーシート	100枚

(7) その他

- ①重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。
- ②緊急時に必要な資金を確保(引当計上)する。

2 発災後の対策

自然災害発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会の事務局責任者は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等を利用し、職員の安否及び業務従事の可否を確認する。
- ② 業務従事可能な当会職員が家屋被害や道路状況等について把握した内容を当市へ連絡し情報共有を図る。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害発災時における出勤は以下のとおりとする。
 - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報等が発令されている場合は警報等が解除されてから出勤する。
 - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員の全員または多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職	人数	応急対策の内容
東部地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
西部地区	理事	2人	〃
工業団地地区	理事	2人	〃
その他地区	理事	2人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

当会と当市で共有する被害規模等の目安

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じている可能性があると考えます。

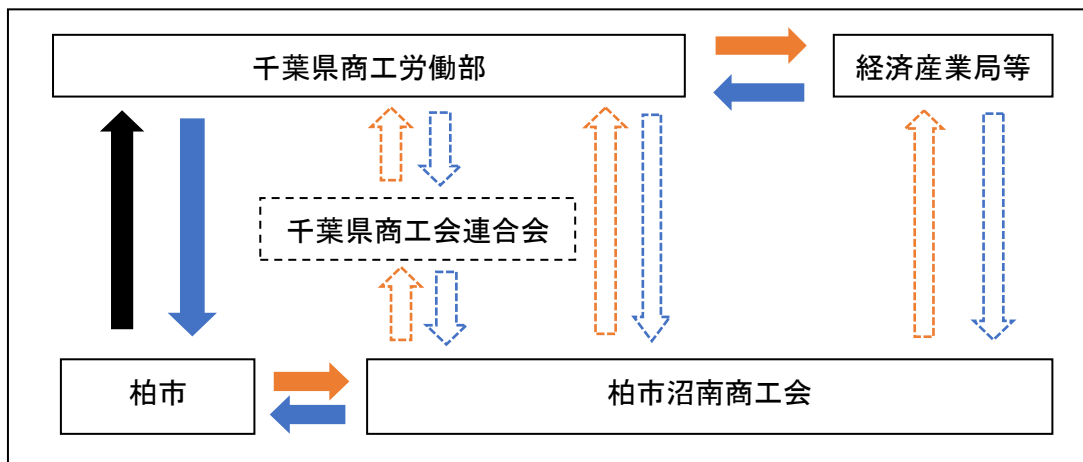
- ④ 当計画により当会と当市は以下の間隔で被害状況を共有する。

発生直後	速やかに情報共有を行う
発生後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間以降	適宜情報共有を行う

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。
ただし役員及び総代は被災地域以外の者とする。
 - (3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
 - (4) 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当市から県へ報告する。
- 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援
当会による支援は次のとおりとする。
- (1) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
 - (2) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 - (3) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
 - (4) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。
- 5 地区内小規模事業者に対する復興支援
- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
 - (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。

- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 管内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① WEB会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等感染症対策に必要な備品を事前に購入して備蓄する。
必要な備品は前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり。

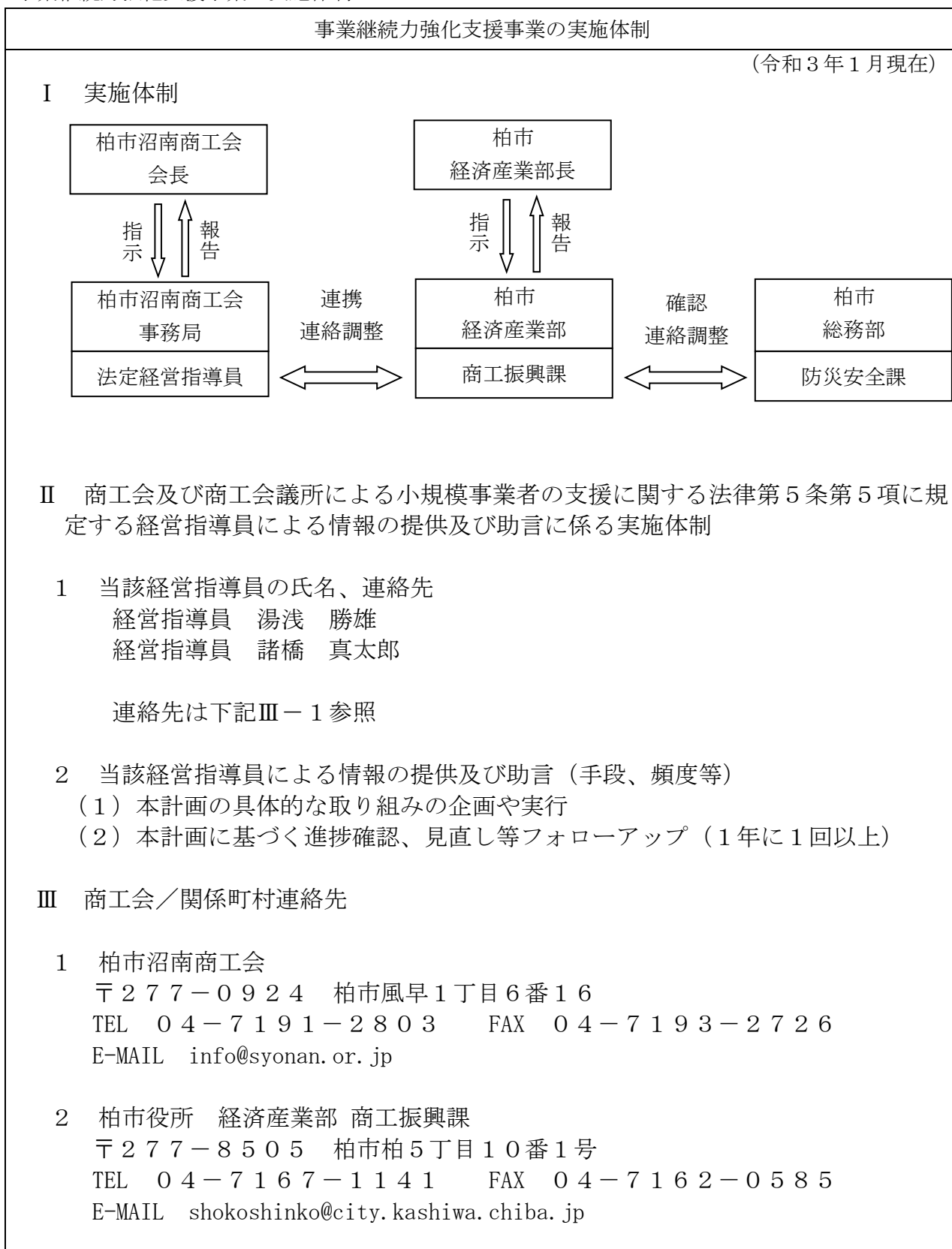
(2) 流行時の対策

- ① 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総代会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
BCP策定個別相談 会開催費 通信費他	100	100	100	100	100
防災備品 購入費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。